



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年3月27日(木) 号外(第9号)

目次

ページ

規則

○群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(文化振興課)	2
○群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同)	2
○群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則(同)	5
○群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同)	8
○群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(医務課)	8
○群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(地域企業支援課)	8

教育委員会規則

○公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則(福利課)	1 1
○群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(学校人事課)	1 1
○群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(同)	2 3

別記様式第3号(規格A4)(第7条関係)

群馬県立歴史博物館有料施設使用承認申請書						年 月 日
群馬県立歴史博物館長宛て						
						住 所 職業・団体名 代表者住所 フリガナ 代表者氏名 (電話)
次のとおり申請します。						
使 用 施 設	視聴覚室・学習室1・学習室2					
使 用 日 時	年	月	日	時	分から	日間
	年	月	日	時	分まで	時間
使 用 目 的						
使 用 責 任 者	住 所				電 話	()
	フリガナ 氏 名					
造作物設置の有・無	有・無	推 定 入 場 人 員				人
<p>○ 申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。</p> <p>□ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。</p> <p>* 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。</p>						
使 用 料						円
年 度						使承第
上記により承認してよろしいか。						年 月 日
館 長						発議者

注 1 太枠線内のみ記入してください。
 2 使用施設欄については、該当するものを○で囲むこと。

別記様式第4号(規格A4)(第7条関係)

<h2 style="margin: 0;">群馬県立歴史博物館有料施設使用承認書</h2>			
		使承第 号 年 月 日	
様		群馬県立歴史博物館長 印	
次のとおり承認します。			
使 用 施 設	視聴覚室・学習室1・学習室2		
使 用 日 時	年 月 日 時 年 月 日 時	分から 分まで	日間 時間
使 用 目 的		使 用 責 任 者	
造作物設置の有・無	有・無	推 定 入 場 人 員	人
使 用 料			円
注 意 事 項			

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第十八号

群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則（令和二年群馬県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第二項中「別記様式第三号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「施設」を「食堂及び物品販売所」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（施設の使用の承認）

第五条 条例第八条第三項において準用する条例第十一条第一項の規定による使用（条例別表第二に規定する学習室に限る。）の承認を得ようとする者は、群馬県立自然史博物館施設使用承認申請書（別記様式第三号）を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する使用の承認は、群馬県立自然史博物館施設使用承認書（別記様式第四号）を当該申請をした者に交付することにより行うものとする。

別記様式第一号中「あて」を「宛て」に、「第6条第1項第4号又は第5号」を「第7条第1項第4号又は第5号」に改める。

別記様式第二号中「第6条」を「第7条」に改める。

別記様式第三号中「第6条」を「第7条」に、「あて」を「宛て」に改め、同様式を別記様式第五号とし、別記様式第二号の次に次の二様式を加える。

別記様式第3号(規格A4)(第5条関係)

群馬県立自然史博物館施設使用承認申請書							年 月 日
群馬県立自然史博物館長宛て							住所 職業・団体名 代表者住所 フリガナ 代表者氏名 (電話)
次のとおり申請します。							
使用施設	学習室						
使用日時	年	月	日	時	分から	日間	
使用目的							
使用責任者	住所			電話	()		
	フリガナ 氏名						
造作物設置の有・無	有・無	推定入場人員	人				
<p>○ 申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。</p> <p>□ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。</p> <p>* 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。</p>							
使用料	円						
年度	使承第 年 月 日						
上記により承認してよろしいか。							
館長						発議者	

注 太枠線内のみ記入してください。

別記様式第4号(規格A4)(第5条関係)

<h2 style="margin: 0;">群馬県立自然史博物館施設使用承認書</h2>			
		使承第 号 年 月 日	
様		群馬県立自然史博物館長 印	
次のとおり承認します。			
使 用 施 設	学習室		
使 用 日 時	年 月 日 時 年 月 日 時	分から 分まで	日間 時間
使 用 目 的		使用責任者	
造作物設置の有・無	有・無	推定入場人員	人
使 用 料	円		
注 意 事 項			

附則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十九号

群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則(令和二年群馬県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「あて」を「宛て」に改める。

別記様式第四号中「あて」を「宛て」とし、「代表者氏名」を「代表者氏名(電話番号)」に改める。

フリガナ氏名	生年月日
--------	------

を

フリガナ氏名	
--------	--

に改める。

別記様式第五号及び別記様式第六号中「あて」を「宛て」とし、「代表者氏名(電話番号)」に改める。

別記様式第七号中「あて」を「宛て」に改める。
附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県規則第二十号
群馬県知事 山本 一太

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成二十一年群馬県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「群馬大学」を「大学」に、「地域医療枠」を「地域枠」に改める。
第十五条第一項第二号から第四号まで及び第二項中「群馬大学」を「大学」に改める。

別記様式第一号中「法定代理人 氏名

印)を「大学名

・印

」

注1 申請者が未成年者の場合は、
注2 連帯保証人の欄は、連帯保

法定代理人も署名し、押印すること。」「注 連帯保証人の欄は、連帯保証人2名がそれぞれ署名し、記入すること。」「注 「国立大学法人群馬大学」や「大

学」を「地域医療枠」を「地域枠」に改める。
附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十一号

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成十五年群馬県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一計測系の項中

高精度干渉計	一時間につき	二、五〇〇円
万能測長機	一時間につき	二五〇円
ポータブルレーザ測長システム	一時間につき	四一〇円
電子水準器(一)	一時間につき	二五〇円

を

赤外線熱画像処理装置	一時間につき	一、七二〇円	
	赤外線熱画像処理装置	一時間につき	一、七二〇円
平面磨耗試験機	一時間につき	三〇〇円	
実体顕微鏡	一時間につき	一〇〇円	
	実体顕微鏡	一時間につき	一〇〇円
試料埋込機	一時間につき	一、五一〇円	
恒温恒湿器	一時間につき	三五〇円	
試料切断機	一時間につき	九三〇円	
	精密切断機	一時間につき	二、〇三〇円
大型切断機	一時間につき	二、三五〇円	
	研磨機(耐水研磨紙)	一時間につき	一、三五〇円
研磨機(バフ)	一時間につき	三、八一〇円	
恒温恒湿器	一時間につき	三五〇円	
ポータブルレーザー測長システム	一時間につき	四一〇円	
	オートコリメーター	一時間につき	二五〇円
	合致式水準器	一時間につき	一五〇円
電子水準器(二)	一時間につき	二五〇円	

め、同表機械系の項中

に、 を に、 を に、 を に改

原子間力顕微鏡撮影	一件につき	一一、三〇〇円
	マクロ写真撮影	一件につき
レーザー素材解析ユニット	一時間につき	五一〇円
	凍害試験機	一時間につき
薄膜機械特性評価システム	一時間につき	三、四〇〇円
	レーザー素材解析ユニット	一時間につき
分子量分布測定システム	一時間につき	二、二〇〇円
薄膜構造欠陥解析装置	一時間につき	四、一三〇円
	分子量分布測定システム	一時間につき
ミニテストプレス	一時間につき	一〇〇円
油圧式シャーリング	一時間につき	二〇〇円
	材料切断機(バンドソー)	一時間につき
ボール盤(直立)	一時間につき	一〇〇円
高速精密旋盤	一時間につき	一五〇円
立てフライス盤	一時間につき	三五〇円
ミニテストプレス	一時間につき	一〇〇円

め、同表化学系の項中

に、 を に改

を

に改

を

に改

を

に改

二次元検出器による面測定 一領域につき 二七、一〇〇円 (一領域を超えると	単素子検出器による面測定 一時間につき 一九、三〇〇円 (一時間を超えるときは、その超える時間一時間までごとに一〇、七〇〇円を加えた額)	抗菌試験	食品保存試験	抗菌試験	水蒸気吸着試験	水蒸気吸着試験	ナノインデンテーション試験	水蒸気吸着試験	複合サイクル試験	複合サイクル試験	複合サイクル試験	複合サイクル試験	マクロ写真撮影
		一件につき 三三、三〇〇円	一サイクルにつき 三、〇〇〇円	一件につき 三三、三〇〇円	一件につき 三八、六〇〇円	一件につき 三八、六〇〇円	一件につき 二二、六〇〇円	一件につき 一六、一〇〇円	一件につき 二、二五〇円	一件につき 二、三〇〇円	一件につき 一六、一〇〇円	一件につき 四、二三〇円	
を		に改	を	に	を	に	を	を	に	を	に	に	

レーザー加工 一時間につき 五、一二〇円	有機元素分析 一件につき 一五、一〇〇円	有機元素分析 一件につき 一五、一〇〇円	四重極飛行時間型質量分析 直接導入法 一件につき 二二、〇〇〇円 液体クロマトグラフ導入法 一件につき 二六、〇〇〇円	電子スピンの共鳴分析 室温測定 一件につき 六、六〇〇円 低温測定 一件につき 一〇、六〇〇円	単素子検出器による面測定 一時間につき 一九、三〇〇円 (一時間を超えるときは、その超える時間一時間までごとに一〇、七〇〇円を加えた額)	単素子検出器による面測定 一時間につき 一九、三〇〇円 (一時間を超えるときは、その超える領域一領域までごとに九、二一〇円を加えた額)
を		を	に	を	に	に

分析」を「味覚センサー分析」に、「旨味」を「うま味」に、「一〇、九〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「二、九五〇円」を「三、五〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「三、六九〇円」を「三、七〇〇円」に改め、同表製作又は加工の項中

フィルム作製	一件につき	一、二〇〇円
--------	-------	--------

を

フィルム作製	一件につき	一、二〇〇円
--------	-------	--------

に改め、

同表備考一中「窯業試験の凍害試験にあつてはJISA五二〇八試験一回」を「食品保存試験にあつては七百二十時間」に改める。
別表第四製作又は加工の項中

音響試験用試料の切断	一件につき	一五〇円
------------	-------	------

を

音響試験用試料の切断	一件につき	一五〇円
機械物性値の取得	一件につき	二、四〇〇円

に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

教育委員会規則

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第十号

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則(昭和五十一年群馬県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二号中「就業手当又は」を削る。

第十六条第一項中「第五十六条の三第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号」に改め、「(以下「就業手当」という。)に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書(別記様式第十四号)に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当」を削り、「別記様式第十四号の二」に、同号ロを「別記様式第十四号」に、「別記様式第十四号の三」を「別記様式第十四号の二」に、「別記様式第十四号の四」を「別記様式第十四号の三」に改める。

別記様式第十四号を削り、別記様式第十四号の二を別記様式第十四号とし、別記様式第十四号の三を別記様式第十四号の二とし、別記様式第十四号の四を別記様式第十四号の三とする。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第十一号

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年群馬県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。
第十三条中「前条」を「前二条」に、「同条」を「これら」に改める。
別表第十七を次のように改める。

別表第十七(第十七条関係)

イ 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	25	1	6
47	26	1	7
48	26	1	8
49	27	1	9
50	27	1	9
51	28	1	10
52	28	1	10
53	29	1	11
54	29	1	11
55	30	1	12

56	30	1	12
57	31	1	13
58	31	1	13
59	32	1	14
60	32	1	14
61	33	1	15
62	33	1	15
63	34	1	16
64	34	1	16
65	35	1	17
66	35	1	
67	36	1	
68	36	1	
69	37	1	
70	37	2	
71	38	3	
72	38	4	
73	39	5	
74	39	6	
75	40	7	
76	40	8	
77	41	9	
78	41	10	
79	42	11	
80	42	12	
81	43	13	
82	43	14	
83	44	15	
84	44	16	
85	45	17	
86	45	18	
87	46	19	
88	46	20	
89	47	21	
90	47	22	
91	48	23	
92	48	24	
93	49	25	
94	49	26	
95	50	27	
96	50	28	
97	51	29	
98	51	30	
99	52	31	
100	52	32	
101	53	33	
102	53	33	
103	54	34	
104	54	34	
105	55	35	
106	55	35	
107	56	36	
108	56	36	
109	57	37	
110	57	37	
111	57	38	
112	57	38	
113	58	39	
114	58	39	

115	58	40	
116	58	40	
117	59	41	
118	59	41	
119	59	42	
120	59	42	
121	60	43	
122	60	43	
123	60	44	
124	60	44	
125	61	45	
126	61	45	
127	61	45	
128	61	45	
129	61	45	
130	61	45	
131	62	45	
132	62	45	
133	62	45	
134	62	45	
135	62	46	
136	62	46	
137	63	46	
138	63	46	
139	63	46	
140	63	46	
141	63	46	
142	63	46	
143	64	46	
144	64	46	
145	64	47	
146	64	47	
147	64	47	
148	64	47	
149	65	47	
150	65	47	
151	66	47	
152	66	47	
153	67	47	

ロ 小学校中学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	37	1	1
47	38	1	1
48	38	1	1
49	39	1	1
50	39	1	1
51	40	1	1
52	40	1	1
53	41	1	1
54	41	1	1
55	42	1	1

56	42	1	1
57	43	1	1
58	43	1	1
59	44	1	1
60	44	1	1
61	45	1	1
62	45	2	2
63	46	3	3
64	46	4	4
65	47	5	5
66	47	6	5
67	48	7	5
68	48	8	6
69	49	9	6
70	49	10	6
71	50	11	6
72	50	12	6
73	51	13	6
74	51	14	7
75	52	15	7
76	52	16	7
77	53	17	7
78	53	18	7
79	53	19	7
80	54	20	8
81	54	21	8
82	54	22	8
83	55	23	8
84	55	24	8
85	55	25	8
86	56	26	
87	56	27	
88	56	28	
89	57	29	
90	57	30	
91	58	31	
92	58	32	
93	59	33	
94	59	34	
95	60	35	
96	60	36	
97	61	37	
98	61	38	
99	61	39	
100	61	40	
101	62	41	
102	62	42	
103	62	43	
104	62	44	
105	63	45	
106	63	46	
107	63	47	
108	63	48	
109	64	49	
110	64	49	
111	64	50	
112	64	50	
113	65	51	
114	65	51	

115	65	52	
116	65	52	
117	66	53	
118	66	54	
119	66	55	
120	66	56	
121	67	57	
122	67	57	
123	67	58	
124	67	58	
125	68	59	
126		59	
127		60	
128		60	
129		61	
130		61	
131		62	
132		62	
133		63	
134		63	
135		64	
136		64	
137		65	
138		65	
139		65	
140		65	
141		65	
142		65	
143		65	
144		65	
145		65	
146		65	
147		66	
148		66	
149		66	
150		66	
151		66	
152		66	
153		66	
154		66	
155		66	
156		66	
157		67	
158		67	
159		67	
160		67	
161		67	
162		67	
163		67	
164		67	
165		67	

ハ 栄養職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	特5級
1	1	1	1	1	5
2	1	1	1	1	6
3	1	1	1	1	7
4	1	1	1	1	8
5	1	1	1	1	9
6	1	1	1	1	10
7	1	1	1	1	11
8	1	1	1	1	12
9	1	1	1	1	13
10	1	1	1	1	14
11	1	1	1	1	15
12	1	1	1	1	16
13	1	1	1	1	17
14	1	1	2	1	18
15	1	1	3	1	19
16	1	1	4	1	20
17	1	1	5	1	21
18	1	1	6	1	22
19	1	1	7	1	23
20	1	1	8	1	24
21	1	1	9	1	25
22	2	2	10	2	26
23	3	3	11	3	27
24	4	4	12	4	28
25	5	5	13	5	29
26	6	6	14	6	30
27	7	7	15	7	31
28	8	8	16	8	32
29	9	9	17	9	33
30	10	10	18	10	34
31	11	11	19	11	35
32	12	12	20	12	36
33	13	13	21	13	37
34	14	14	22	14	38
35	15	15	23	15	39
36	16	16	24	16	40
37	17	17	25	17	41
38	18	18	26	18	42
39	19	19	27	19	43
40	20	20	28	20	44
41	21	21	29	21	45
42	22	22	30	22	46
43	23	23	31	23	47
44	24	24	32	24	48
45	25	25	33	25	49
46	25	26	34	25	50
47	26	27	35	26	51
48	26	28	36	26	52
49	27	29	37	27	53
50	27	30	38	27	54
51	28	31	39	28	55
52	28	32	40	28	56
53	29	33	41	29	57
54	29	34	42	29	58
55	30	35	43	30	59

56	30	36	44	30	60
57	31	37	45	31	61
58	31	38	46	31	62
59	32	39	47	32	63
60	32	40	48	32	64
61	33	41	49	33	65
62	33	42	50	33	66
63	34	43	51	33	67
64	34	44	52	34	68
65	35	45	53	34	69
66	35	46	54	34	70
67	36	47	55	35	71
68	36	48	56	35	72
69	37	49	57	35	73
70	37	49	57	36	74
71	38	50	58	36	75
72	38	50	58	36	76
73	39	51	59	37	77
74	39	51	59	37	78
75	40	52	60	37	79
76	40	52	60	37	80
77	41	53	61	38	81
78	41	53	61	38	
79	41	53	62	38	
80	42	54	62	38	
81	42	54	63	39	
82	42	54	63	39	
83	43	55	64	39	
84	43	55	64	39	
85	43	55	65	39	
86		56	66	40	
87		56	67	40	
88		56	68	40	
89		56	69	40	
90		56	69	40	
91		57	70	41	
92		57	70	41	
93		57	70	41	
94		57	70	41	
95		57	70	41	
96		58	70	42	
97		58	70	42	
98		58	70	42	
99		58	70	42	
100		58	70	42	
101		59	70	43	
102		59	70		
103		59	70		
104		59	70		
105		59	70		
106			70		
107			70		
108			70		
109			70		
110					
111					
112					
113					

ニ 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1
11	1	1	1	3	1	1
12	1	1	1	4	1	1
13	1	1	1	5	1	1
14	1	1	1	6	2	1
15	1	1	1	7	3	1
16	1	1	1	8	4	1
17	1	1	1	9	5	1
18	1	1	1	10	6	2
19	1	1	1	11	7	3
20	1	1	1	12	8	4
21	1	1	1	13	9	5
22	1	2	2	14	10	5
23	1	3	3	15	11	6
24	1	4	4	16	12	6
25	1	5	5	17	13	7
26	1	6	6	18	14	7
27	1	7	7	19	15	8
28	1	8	8	20	16	8
29	1	9	9	21	17	9
30	1	10	10	22	18	9
31	1	11	11	23	19	10
32	1	12	12	24	20	10
33	1	13	13	25	21	11
34	2	14	14	26	22	11
35	3	15	15	27	23	12
36	4	16	16	28	24	12
37	5	17	17	29	25	13
38	6	18	18	30	26	13
39	7	19	19	31	27	13
40	8	20	20	32	28	13
41	9	21	21	33	29	14
42	10	22	22	34	29	14
43	11	23	23	35	30	14
44	12	24	24	36	30	14
45	13	25	25	37	31	15
46	14	26	26	38	31	15
47	15	27	27	39	32	15
48	16	28	28	40	32	15
49	17	29	29	41	33	15
50	18	30	30	42	33	15
51	19	31	31	43	34	15
52	20	32	32	44	34	15
53	21	33	33	45	35	15
54	21	33	34	46	35	15
55	22	34	35	47	36	15

56	22	34	36	48	36	15
57	23	35	37	49	37	15
58	23	35	37	50	37	15
59	24	36	37	51	38	15
60	24	36	38	52	38	15
61	25	37	38	53	38	15
62	25	38	38	54	38	15
63	26	39	39	55	38	15
64	26	40	39	56	38	15
65	27	41	39	57	38	15
66	27	41	40	58	38	16
67	28	42	40	59	38	16
68	28	42	40	60	38	16
69	29	43	41	60	39	16
70	29	43	41	60	39	16
71	29	44	41	60	39	16
72	30	44	42	60	39	16
73	30	45	42	61	39	17
74	30	45	42	61	39	
75	31	45	43	61	39	
76	31	45	43	61	39	
77	31	45	43	61	39	
78	32	46	44	62	39	
79	32	46	44	62	39	
80	32	46	44	62	39	
81	33	46	45	63	40	
82	33	46	45	64	40	
83	33	47	45	65	40	
84	34	47	45	66	40	
85	34	47	46	67	41	
86	34	47	46			
87	35	47	46			
88	35	48	46			
89	35	48	47			
90	36	48	47			
91	36	48	47			
92	36	48	47			
93	37	49	47			
94		49	47			
95		49	47			
96		49	48			
97		49	48			
98		50	48			
99		50	48			
100		50	48			
101		50	48			
102		50	48			
103		51	49			
104		51	49			
105		51	49			
106		51	49			
107		51	49			
108		52	49			
109		52	49			
110		52				
111		52				
112		52				
113		52				
114		52				

115		52				
116		52				
117		53				
118		53				
119		53				
120		53				
121		53				
122		53				
123		53				
124		53				
125		53				

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(切替日における昇格又は降格をした学校職員の号給の特例)

2 令和七年四月一日(以下「切替日」という。)に昇格又は降格をした学校職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして、群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第十七条又は第十八条の規定を適用する。(人事委員会への協議)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議して、教育委員会が定める。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十二号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十四条第一項を次のように改める。

新たに条例第十四条第一項の学校職員たる要件を具備するに至つた学校職員は、別に定める様式による扶養親族届により、その旨を速やかに群馬県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に届け出なければならぬ。扶養手当を受けている学校職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

第十四条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

前項に規定する場合においても、同様とする。

第十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育長において扶養の事実等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。第十四条の二中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条の次に次の一条を

加える。

(支給の始期及び終期)

第十四条の二の二 扶養手当の支給は、学校職員が新たに条例第十四条第一項の学校職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、学校職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日(教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で教育委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第十四条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている学校職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第十五条の三第二号中「条例第十四条第二項に規定する扶養親族で条例第十四条の二第一項の規定による届出がされている者に限る」を「学校職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該学校職員の扶養を受けているもの及び条例第十四条第二項に規定する扶養親族をいう」に改め、「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)」を削る。

第十五条の六に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、教育長において居住の実情を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第十五条の七に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第十五条の九第一項中「欠くに至つた日」の下に「(教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で教育委員会が定める日)」を加える。

第二十二條の九に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、教育長において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第二十二條の十第一項に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第二十二條の十一第一項中「欠くに至つた日」の下に「(教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で教育委員会が定める日)」を加える。

第二十八條の十第一項の表特別支援学校の項中、「高等部に置かれる進路指導主事」を削り、「寮務主任」の下に「高等部に置かれる進路指導主事」を加える。

第四十二條の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(管理職員特別勤務

手当の額等)を付し、同条第一項第三号イ中「第三項において」を「第三項及び次条において」に改める。

第四十二条の二の二第二項に次の一号を加える。

三 前条第一項第三号に掲げる職員 次に掲げる任期付条例第七条第一項に定める給料表の号給又は同条第三項に定める給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付条例第七条第三項の規定による給料月額
六千円

ロ 五号給 五千円

ハ 二号給から四号給までの号給 四千円

ニ 一号給 三千円

第四十二条の二の二第二項に次の一号を加える。

三 前条第一項第三号に掲げる職員 次に掲げる任期付条例第七条第一項に定める給料表の号給又は同条第三項に定める給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付条例第七条第三項の規定による給料月額
四千円

ロ 五号給 三千三百円

ハ 二号給から四号給までの号給 二千六百円

ニ 一号給 二千円

第四十二条の二の二第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二の三 次に掲げる場合には、条例第二十二条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、学校職員がした同項の規定による勤務(以下「第二項勤務」という。)は、同条第一項の規定による勤務(以下「第一項勤務」という。)とみなす。

一 第一項勤務をした後、引き続き第二項勤務をした場合

二 第二項勤務をした後、引き続き第一項勤務をした場合

第四十四条の七第一項各号を次のように改める。

一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 当該学校職員が次に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 勤務成績が特に優秀な学校職員 百分の百二十四以上百分の三百十五以下

ロ 勤務成績が優秀な学校職員 百分の百十二・五以上百分の百二十四未満

ハ 勤務成績が良好な学校職員 百分の百一

ニ 勤務成績が良好でない学校職員 百分の九十二・五以下

二 任期付条例第七条第一項に規定する特定任期付職員のうち学校職員であるもの当該学校職員が次に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 勤務成績が優秀な学校職員 百分の八十七・五以上百分の二百六十二・五以下

ロ 勤務成績が良好な学校職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果

がない学校職員(ハの教育委員会の定める学校職員を除く。) 百分の七十
七・五

ハ 勤務成績が良好でない学校職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた学校職員その他の教育委員会の定める学校職員 百分の七十一以下

第四十四条の七第二項中「同項第四号」を「同項第一号ニ及び第二号ハ」に改め、同条第三項中「第一項第一号及び第二号」を「第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ」に改める。

第四十四条の七の二第二項第一号中「百分の五十二・七五」を「百分の五十一・五」に改め、同項第二号中「百分の四十九・二五」を「百分の四十八」に改め、同項第三号中「百分の四十九・二五未満」を「百分の四十六以下」に改める。

別表第九中

を

に改める。

4,200	6,800	4,900	7,400
4,400	6,900	5,100	7,500
4,500	7,100	5,200	7,600
4,900	7,200	5,400	7,700
5,100	7,400	5,500	7,900
5,200	7,500	5,700	8,000
5,400	7,600	5,900	8,100
5,500	7,700	6,000	
5,700	7,900	6,100	
5,900	8,000	6,300	
6,000	8,100	6,400	
6,100		6,600	
6,300		6,800	
6,400		6,900	
6,600		7,000	
6,800		7,100	
6,900		7,200	
7,000		7,300	
7,100		7,400	
7,200		7,500	
7,300		7,500	
7,400		7,500	
7,500			
7,500			
5,100	6,800	5,700	7,400
5,200	6,900	5,900	7,500
5,400	7,100	6,000	7,600
5,500	7,200	6,100	7,700
5,700	7,400	6,300	7,900

別表第十中

5,900	7,500	6,400	8,000
6,000	7,600	6,600	8,100
6,100	7,700	6,800	
6,300	7,900	6,900	
6,400	8,000	7,000	
6,600	8,100	7,100	
6,800		7,200	
6,900		7,300	
7,000		7,400	
7,100		7,500	
7,200		7,500	
7,300		7,600	
7,400			
7,500			
7,500			
7,600			

を

に改める。

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 群馬県公立学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の二百十五」を「百分の三百十五」に改め、附則第五項中「百分の百二・五」を「百分の百五十」に改める。

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(令和四年群馬県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

- 4 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する附則第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の規定により算定したへき地手当」とあるのは、「へき地手当」とし、「第一条の規定による改正前の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の規定により算定したへき地手当」とあるのは、「給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)を基礎として施行日の前日における第一条の規定による改正前の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の規定により算定したへき地手当」とする。
- 5 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する附則第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料」とあるのは、「給料に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第四条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(令和四年群馬県教育委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第三号及び第四号並びに第六項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第十三条中「条例第十四条第二項」とあるのは「群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和六年群馬県条例第八十二号。以下「令和六年改正条例」という。)

附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる令和六年改正条例による改正前の条例第十四条第二項」と、第十四条第一項及び第十四条の二の二第一項中「条例第十四条第一項」とあるのは「令和六年改正条例附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる令和六年改正条例による改正前の条例第十四条第二項」とする。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
